分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　十年

二　［略］

［11～13　略］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　［略］

2　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所においてその業務を行うことが当該事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

五・六　［略］

3　［略］

4　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三　［略］

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第四号に該当する場合

三　［略］

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　［略］

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又は事務所においてその業務を行うことが当該営業所又は事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

五　［略］

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　五年

二　［同上］

［11～13　同上］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四・五　［同上］

3　［同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］